

平成29年度 館山市住宅用省エネルギー設備設置費補助事業のご案内

地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るために、住宅用省エネルギー設備を設置する方に補助金を交付します。

なお、今年度から太陽光発電設備の要件が複雑になります。

また、HEMSと電気自動車充電設備が補助対象外となり、太陽熱利用システムの要件も変わります。申請の際には十分ご注意ください。

目次

1	交付申請の受付	2
2	補助の対象となるシステムと補助額	2
3	太陽光発電システムについて	3
	(1) 設置者（申請者）の要件	3
	(2) 設置に関する要件	3
	(3) 付随設備の要件	4
	(4) 各申請と添付書類	5
	(5) 設置費の対象範囲	6
4	太陽光発電システム以外の設備	6
	(1) 設置者（申請者）の要件	6
	(2) 設備に関する要件	6
	(3) 各申請と添付書類	7
	(4) 設置費の対象範囲	8
5	Q&A	9

1 交付申請の受付

平成29年4月～

工事については、すべて交付決定後に着工してください。

2 補助の対象となるシステムと補助額

補助の対象となるシステムと補助額は表のとおりです。

なお、補助の対象となる費用から、他の制度の補助金や助成金を差し引いた金額が、下記金額を下回る場合は、その金額が上限となります。

例 設置費：50万円 　他の制度の補助金：45万円

補助金を申請する設備：エネファーム（10万円）

の場合

$$50万円 - 45万円 = 5万円 < 10万円$$

⇒補助金額：5万円

設備の種類	補助金の額
太陽光発電設備	単価20,000円/kw (上限90,000円)
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	100,000円
定置用リチウムイオン蓄電システム	100,000円
太陽熱利用システム	50,000円
地中熱利用システム	100,000円

※太陽光発電システムについては、最大出力に20,000円を乗じた額で、1,000円未満の端数のある場合は切り捨て

(例：最大出力：3.11kw

$$\Rightarrow 20,000円 \times 3.11kw = 62,200円 \quad (\text{端数切捨て}) \rightarrow 62,000円)$$

3 太陽光発電システムについて

(1) 設置者（申請者）の要件

下記の全てに該当（☑）すること

- 設備の設置費を負担し、設備を所有する者
- 自身又は同一世帯の者が、同じ住宅への太陽光発電システムの設置について、館山市住宅用省エネルギー設備設置費補助金を過去に受けていない者
- 設置する住宅に、申請者自身が居住している又は、実績報告書を提出するまでに居住する予定の者
- 設置する住宅を申請者が所有する
又は、第三者（申請者以外）の名義、共有の場合、その所有者全員の承諾を受けている者
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定により、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結する者
- 館山市の市税の滞納がない者

(2) 付随設置に関する要件

下記の全てに該当（☑）すること

とくにココの要件が複雑です！
ご注意ください！！

- 太陽光発電システムの設置工事着工前に、既に住宅の建築工事が完了している住宅（※1）
- 実績報告書の提出までに次のいずれかの設備が設置されている（※2）
 - ・ エネルギー管理システム（HEMS）
 - ・ 定置用リチウムイオン蓄電池

※1 交付申請の時点で、住宅の新築工事が未着工（工事中）の場合、住宅の新築工事が全て終わった後に太陽光発電システムの工事に着手する必要があります（外構や倉庫などの付属建物など、住宅以外の工事の状況は関係ありません。）。

※2 設備は、リースでも構いません。
太陽光発電システムと異なる契約、メーカーでも構いません。
太陽光発電システムの設置者（申請者）以外の方でも構いません。
定置用リチウムイオン蓄電池は、P4の要件に該当すれば、補助金の対象となります。

【イメージ図】

	H29.4.1	交付申請		実績報告 (H30.2.末まで)
住宅	建築工事完了			
HEMS か 蓄電池	設置完了			
			工事着手～工事完了※	
太陽光発電			工事着手～工事完了	

※蓄電池の補助金も申請する場合

(3) 設備の要件

共通事項		
<input type="checkbox"/> 設備機器は、全て未使用品であること <input type="checkbox"/> 建築物、電気設備、ガス設備及び水道設備に関する関係法令に準拠していること		
設備	設備の概要	設備の要件
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備 設置された住宅で、発電した電気を消費する (全量売電は対象外) 連携された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの (余った電気を売電する) 	<input type="checkbox"/> 住宅用の低圧配電線と逆潮流有り連携する <input type="checkbox"/> 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールが以下のどれかに適合している <ul style="list-style-type: none"> 国際電気標準会議の規格 (I E C) 日本工業規格 (J I S) 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けている 一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターで、設備認定に係る型式登録がされている <input type="checkbox"/> どちらかの出力が 1 0 k w 未満※ <ul style="list-style-type: none"> 太陽電池の公称最大出力 パワーコンディショナーの定格出力
定置用リチウムイオン蓄電システム	P 6 4- (2) と同じ	
エネルギー管理システム (H E M S)	一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「 <u>ECHONET Lite</u> 」規格を標準インターフェイスとして搭載し、住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの	

※パワーコンディショナーを複数取り付ける場合、その合計値
 既存の設備に増設する場合、既存分も含めた合計値

(4) 各申請と添付書類

①交付申請（設置工事着工14日前まで）

申請書及び添付書類	備考
<input type="checkbox"/> 交付申請書	指定の書式を使用してください。
<input type="checkbox"/> 事業計画書	
<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された契約書の写し又は見積書の写し	各設備や工事費の内訳がわかるもの。 全体額のみでは受付できません。
<input type="checkbox"/> 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し	設備の仕様、規格の適合、出力がわかる書類。 規格の適合については、認証機関が発行した証明書やホームページのコピーなども可。
<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置予定図面	設置箇所、設置数がわかるもの。
<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真	設置する住宅と設置する箇所の写真。 住宅が未完成（工事中）の場合は、その状況写真。
<input type="checkbox"/> 補助対象住宅の位置図	住宅の位置がわかるもの。
<input type="checkbox"/> 補助金の交付申請の日前1週間以内に作成された館山市の完納証明書	交付申請時点で、市外に居住している場合でも、 <u>館山市</u> で証明を受けてください。
<input type="checkbox"/> 住宅所有者の同意書	設備を設置する住宅が、申請者以外の人の名義の場合のみ。 住宅が完了していない場合は、実績報告時に提出してください。
<input type="checkbox"/> 住宅の登記事項証明書	

②実績報告書（交付申請した年度の2月末日まで）

申請書及び添付書類	備考
<input type="checkbox"/> 実績報告書	指定の書式を使用してください。
<input type="checkbox"/> 事業結果報告書	
<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置費の支払いを証する書類・内訳書の写し	各設備や工事費の内訳がわかるもの。 全体額のみでは受付できません。
<input type="checkbox"/> 電気事業者との特定契約の締結を証する書類	特定契約の受給契約後の返送書類、購入電力量のお知らせ、太陽光発電における系統連系日について など
<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置状況が確認できる写真	太陽光パネル、パワーコンディショナーが設置されていることがわかる写真。
<input type="checkbox"/> 未使用品であることを確認できる書類、竣工検査の試験記録の写し	太陽光パネル、パワーコンディショナーの出荷証明書、保証書や出力対比表も可。
<input type="checkbox"/> 実績報告書の提出日の前3ヵ月以内に発行された住民票の写し	申請者が設置した住宅に住民票を置いていること。
<input type="checkbox"/> HEMS又は蓄電池が設置されていることがわかるもの	出荷証明書、保証書、カタログ、取扱説明書、型番がわかる写真
<input type="checkbox"/> HEMS又は蓄電池が要件に合致していることがわかる書類	
<input type="checkbox"/> 住宅の建築工事が完了後に太陽光発電設備の工事が着手したことがわかるもの	・設備の設置工事着工前の写真（日付があること） ・設備の契約日以前に、既に住宅が完成していることがわかるもの（検査済票、登記簿、固定資産税の証明書など） ※ただし、新築工事完了後すぐに設備を設置した場合は、

	設置工事着工前の写真を必ず添付してください。
<input type="checkbox"/> 他の補助金額がわかる書類の写し	他に補助金や助成金を受けている場合、その金額がわかる書類の写し
<input type="checkbox"/> 補助金請求書	日付と番号は未記入のまま提出してください。

(5) 設置費の対象範囲

- ・太陽電池モジュール
- ・架台
- ・パワーコンディショナー（インバータ、保護装置）
- ・その他付属機器
（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）
- ・工事費（据付、配線工事等）

4 太陽光発電システム以外の設備

(1) 設置者（申請者）の要件

下記の全てに該当（）すること

- 設備の設置費を負担し、設備を所有する者
- 自身又は同一世帯の者が、同じ住宅への同一の設備について、館山市住宅用省エネルギー設備設置費補助金を受けていない者
- 設置する住宅に、申請者自身が居住している者又は、実績報告の提出までに居住する予定の者
- 設置する住宅が第三者（申請者以外）の名義の場合、その所有者の承諾を受けている
- 館山市の市税の滞納がない者

(2) 設備に関する要件

共通の要件		
<input type="checkbox"/> 設備機器は、全て未使用品であること		
<input type="checkbox"/> 建築物、電気設備、ガス設備及び水道設備に関する関係法令に準拠していること		
設備	設備の概要	要件（全ての要件に該当 <input checked="" type="checkbox"/> すること）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池ユニットと貯湯ユニット等からなる設備 ・都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電する ・発電時の排熱を給湯等に利用できる 	<input type="checkbox"/> 国が、平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、 <u>一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けている</u>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池とインバータ等の電力変換装置がある ・再生可能エネルギー（太陽光発電など） 	<input type="checkbox"/> 国が、平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、 <u>一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている</u>

	により発電した電力や夜間電力などを繰り返し蓄えることができる ・ 停電時や電力需要ピーク時などの際に、必要に応じて電気を活用することができる	
太陽熱利用システム	・ 集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて、給湯や空調等に利用するシステム ・ 動力を使用して熱媒等を循環させるもの ※集熱方式が「自然循環型」に分類されるものは対象外	<input type="checkbox"/> 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般財団法人ベターリビングに優良住宅部品（BL部品）として認定を受けている
地中熱利用システム	・ 地中の熱（冷熱）を熱源として空調等に利用するシステム ・ 地中に埋設した地中熱交換器を使用する	<input type="checkbox"/> 地中熱交換器内の流体の流量を調節する機能がある <input type="checkbox"/> エネルギー消費効率が3.0以上（※） <input type="checkbox"/> 地中熱交換器（地中熱交換井等を含む）の地表からの埋設深さが4m以上 ※（採熱戻り温度30℃、冷水行き温度7℃の条件における冷却能力）÷消費電力=A （採熱戻り温度5℃、温水行き温度35℃の条件における加熱能力）÷消費電力=B $(A + B) \div 2 = X$ 最大冷却能力÷最大消費電力=C 最大加熱能力÷最大消費電力=D $(C \div D) \div 2 = Y$ XかYが3.0以上

(3) 各申請と添付書類

① 交付申請（設置工事着工14日前まで）

申請書及び添付書類	備考
<input type="checkbox"/> 交付申請書	指定の書式を使用してください。
<input type="checkbox"/> 事業計画書	
<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された契約書の写し又は見積書の写し	各設備や工事費の内訳がわかるもの。全体額のみでは受付できません。
<input type="checkbox"/> 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し	設備の仕様、規格の適合、出力がわかる書類。規格の適合については、認証機関が発行した証明書やホームページのコピーなども可。
<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置予定図面	設置箇所がわかるもの。
<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真	設置する住宅と設置する箇所の写真。住宅が未完成（工事中）の場合は、その状況写真。

<input type="checkbox"/> 補助対象住宅の位置図	住宅の位置がわかるもの。
<input type="checkbox"/> 補助金の交付申請の日前1週間以内に作成された <u>館山市</u> の完納証明書	交付申請時点で、市外に居住している場合でも、 <u>館山市</u> で証明を受けてください。
<input type="checkbox"/> 住宅所有者の同意書	設備を設置する住宅が、申請者以外の人の名義の場合のみ。
<input type="checkbox"/> 住宅の登記事項証明書	住宅が完了していない場合は、実績報告時に提出してください。

②実績報告書（交付申請した年度の**2月末日まで**）

申請書及び添付書類	備考
<input type="checkbox"/> 実績報告書	指定の書式を使用してください。
<input type="checkbox"/> 事業結果報告書	
<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置費の支払いを証する書類・内訳書の写し	各設備や工事費の内訳がわかるもの。 全体額のみでは受付できません。
<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置状況が確認できる写真	設置されていることがわかる写真。
<input type="checkbox"/> 未使用品であることを確認できる書類、竣工検査の試験記録の写し	出荷証明書、保証書も可。
<input type="checkbox"/> 実績報告書の提出日の前3ヵ月以内に発行された住民票の写し	申請者が設置した住宅に住民票を置いていること。
<input type="checkbox"/> 他の補助金額がわかる書類の写し	他に補助金や助成金を受けている場合、その金額がわかる書類の写し
<input type="checkbox"/> 補助金請求書	日付と番号は未記入のまま提出してください。

(4) 設置費の対象範囲

設備の種類	設置費の対象範囲
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等） ・付属品（リモコン等） ・工事費（据付、配線、配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等） ・付属品（計測・表示装置、キュービクル等） ・工事費（据付、配線工事等）
太陽熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> ・設備本体（集熱器、蓄熱槽等） ・架台 ・その他の付属機器（集熱配管、リモコン等） ・工事費（据付、配線、配管工事等）
地中熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> ・採熱パイプ ・ヒートポンプ ・循環ポンプ ・バッファタンク ・その他の付属機器（リモコン等） ・工事費 （採熱井掘削、据付、配線、配管※工事等） ※配管工事費は、熱源水側のみ

5 Q&A

Q 1	太陽光パネルを倉庫やカーポートに設置しても補助の対象になりますか。
A 1	発電した電気を既築住宅で使用するのであれば、対象になります。 逆に、発電した電気を倉庫だけで使うなど、既築住宅に引き込まないのであれば対象外になります。
Q 2	「設置する業者は市内業者であること」という条件はありますか。
A 2	ありません。 平成24～27年度では、その条件を設けていましたが、平成28年度からその条件を撤廃しました。
Q 3	複数の設備で補助金の申請をしたいのですが、各書式や添付資料は別々に提出しなければいけないのですか。
A 3	複数の設備で併せて1つの申請で構いません。
Q 4	設置工事が完了し、必要な書類も準備できましたが、都合によりまだ設置場所に住所を置いていません。実績報告書はいつ提出すればよいですか。
A 4	設備の設置場所に住所を置いていることを条件にしていますので、転居完了後に提出してください。
Q 5	申請は代理の者でも大丈夫ですか。
A 5	代理の方でも大丈夫です。 ただし、申請書類の不備や記載誤りがあった場合に確認が必要になります。内容を把握できる方（業者や申請者）に来ていただいた方がよいです。
Q 6	設置する家屋の所有者が、同居している家族の名義です。同意書や登記簿は不要ですか。
A 6	申請者から見れば、同居の親族の方でも「第三者」となりますので、同意書と登記簿を添付してください。
Q 6	今まで他市（町村）に住んでいたため、館山市から課税されていません。それでも完納証明書は必要ですか。
A 6	必要です。 「完納証明書」という名称ですが、「未納がないことの証明」でもあるため、「課税がされていない＝未納がない」という証明にもなります。 また、土地だけ先に取得している方、相続された方、過去に市内に住んでいた方である場合もあり得ますので、添付をお願いします。
Q 6	建売住宅に設備を設置する場合は、補助の対象になりますか。
A 6	設備がすでに設置されている住宅の場合は、対象になりません。 ただし、建売住宅を購入し、そこに居住する方が設置する場合は対象です。

Q 7	太陽光発電システムの場合、「建築工事が完了している住宅」が条件になりましたが、どのような状態であれば、「建築工事が完了している」と言えますか。
A 7	その住宅の工事が全て完了し、いつでも引き渡しができる状態です。 そのため、住宅以外の附属家や外構工事などが未完でも問題ありません。 なお、足場が残っている状態は、「建築工事が完了している」と言えないため、住宅に足場が設置されたままの写真では、受付できません。

問い合わせ・申請先

〒294-8601 館山市北条 1145-1
 館山市 建設環境部 環境課 環境対策係
 電話 0470-22-3352